

空家等の適正な管理の推進に関する協定書

三木市（以下「甲」という。）と、公益社団法人三木市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携し、所有者等による空家等の適正な管理を促進することにより、空家等が管理不全な状態になることを防止するとともに、高齢者の地域社会での活動の場を広げることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

（2）所有者等

市内に所在する建物その他の工作物若しくはその敷地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、次の業務を行う。

（1）所有者等から空家等の管理に関する相談を受けた場合又は所有者等に空家等の適正管理に関する指導等を行う場合において、次条に定める乙が行う空家等管理業務の案内

（2）市広報、市ホームページその他の方法により、次条に定める乙が行う空家等管理業務の案内

（乙が行う業務）

第4条 乙は、空家等の所有者等と契約し、次の空家等管理業務を行う。

（1）空家等の現状確認及び報告

（2）その他、乙が受託できる一般作業及び一般管理業務

(3) 甲への所有者等情報の提供 (契約者本人の承諾を得た場合に限る。)

(料金)

第5条 乙は、前条の業務に要する料金を決定し、又は変更する際は、甲に対して意見を照会するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解除の申し出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。また、期間途中でこの協定を解除する場合は、解除の日の1か月前までに申し出を行うものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この業務を通じて知り得た個人情報については、法令に則り適切に管理しなければならない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

三木市上の丸町10番30号

甲 三木市

三木市長 仲 田 一 彦

三木市府内町10番9号

乙 公益社団法人 三木市シルバー人材センター

理 事 長 森 本 敏